更新用

約款番号
C-5

平　準　定　期　保　険　特　約
無解約返戻金型平準定期保険特約
（無 配 当）

2019年 6 月版

Gibraltar
ジブラルタ生命

目　　次

約　　款

平準定期保険特約条項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
無解約返戻金型平準定期保険特約条項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
特別条件付保険特約条項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

別　　表

別表１～４、６、10・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

平準定期保険特約条項　目次

この特約の趣旨
第１条　特約の締結および責任開始期
第２条　特約保険金の支払
第３条　戦争その他の変乱
第４条　特約保険金の請求、支払の手続
第５条　特約保険金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱
第６条　特約の保険料の払込免除
第７条　特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込
第８条　特約の保険料の自動振替貸付
第９条　特約の失効
第１０条　特約の復活
第１１条　特約の解約
第１２条　解約返戻金
第１３条　特約保険金の受取人による特約の存続
第１４条　特約の保険金額の減額
第１５条　特約の復旧
第１６条　特約の消滅
第１７条　告知義務および告知義務違反
第１８条　重大事由による解除
第１９条　特約の自動更新
第２０条　契約者配当
第２１条　管轄裁判所
第２２条　主約款の規定の準用
第２３条　保険料一時払に関する特則
第２４条　主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則
第２５条　契約内容の登録
第２６条　積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合の特則
第２７条　新医療保険に付加されている場合の特則
第２８条　医療保険(04)に付加されている場合の特則
第２９条　主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合の特則
第３０条　平成１７年１月１日以前に締結されたこの特約が更新された場合の特則
第３１条　主契約に保険料払込免除特約が付加された場合の特則

平準定期保険特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主契約の保障に加えて保障を大型化するための特約で、特約の保険期間中に被保険者が死亡し、または高度障害状態になったときに、所定の保険金支払を保障するものです。

第１条（特約の締結および責任開始期）

１　この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際、主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申し出によって、主契約に付加して締結します。ただし、会社所定の取扱範囲内で、主契約の責任開始期以後、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得たうえで、保険契約者から申し出があった場合、会社は新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者選択を行ったうえ、承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。この場合、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、この特約の契約年齢および保険期間は次項ただし書きに定めるこの特約の責任開始期の直前の年単位の契約応当日（この特約の責任開始期が年単位の契約応当日の場合は、その日）を基準に定めます。

２　この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、前項ただし書きの場合には、会社が、会社の定める金額を受領した時および被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時の直後に到来する月単位の契約応当日（以下、本条において「中途付加日」といいます。）とします。

３　前項ただし書きにかかわらず、会社の定める方法により計算した金額を会社が受領した時または被保険者に関する告知のいずれか遅い時から中途付加日の前日までの間に、特約死亡保険金もしくは特約高度障害保険金の支払事由となる原因または特約保険料払込の免除事由となる原因が発生した場合には、会社は、この特約の付加を承諾したとき、その原因が発生した時にさかのぼって、この特約上の責任を負います。

４　第１項ただし書きの規定によってこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

第２条（特約保険金の支払）

１　この特約で、支払う保険金の種類、保険金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）、支払額および受取人は、つぎのとおりです。

保険金の種類	支払事由	支払額	受取人
特約死亡保険金	被保険者が、この特約の保険期間中に死亡したとき	特約の死亡保険金額	主契約の死亡保険金受取人（主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。）
特約高度障害保険金	被保険者がこの特約の責任開始期（復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期、復旧の取扱が行われた後の保険金額の増額部分については、最後の復旧の際の責任開始期。以下同じとします。）以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因としてこの特約の保険期間中に高度障害状態（別表１）に該当したとき（この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。）	特約の死亡保険金額と同額	主契約の高度障害保険金の受取人（主契約の高度障害保険金の受取人以外の者に変更することはできません。）

２　この特約において、支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）は、つぎのとおりです。

保険金の種類	免責事由
特約死亡保険金	つぎのいずれかにより、被保険者が死亡したとき ⑴　この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて２年以内の自殺 ⑵　保険契約者または特約死亡保険金の受取人の故意による致死
特約高度障害保険金	保険契約者または被保険者の故意により、被保険者が、高度障害状態（別表１）になったとき

３　被保険者の生死が不明の場合でも、会社は、被保険者が死亡したものと認めたときは、特約死亡保険金を支払います。

４　会社が、被保険者の高度障害状態（別表１）を認めて、特約高度障害保険金を支払った場合には、この特約は、その高度障害状態になった時から消滅したものとします。

５　特約高度障害保険金を支払う前に特約死亡保険金の支払請求を受け、特約死亡保険金が支払われるときは、会社は、特約高度障害保険金を支払いません。また、特約高度障害保険金が支払われた場合には、その支払後に特約死亡保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。

６　この特約の保険期間満了日において、被保険者の障害状態の回復の見込がないことのみが明らかでないために、特約高度障害保険金の支払事由に該当しない場合においては、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がなくなるであろうと明らかに認められるときには、会社は、この特約の保険期間満了日かつ満了前に高度障害状態（別表１）になったものとして、特約高度障害保険金を支払います。

７　特約死亡保険金の受取人が、故意に被保険者を死亡させた場合に、その受取人が、特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金の残額を他の特約死亡保険金の受取人に支払います。

８　被保険者の死亡が免責事由に該当したことによって特約死亡保険金を支払わないときは、会社は、責任準備金（前項に該当する場合には、支払われない特約死亡保険金部分の責任準備金）を、保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が、故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡保険金を支払わない場合には、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。

９　つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に特約高度障害保険金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第１項の規定を適用します。

⑴　その疾病について、この特約の締結、復活または復旧の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。

⑵　その疾病について、この特約の責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第３条（戦争その他の変乱）

　被保険者が、戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（別表１）になった場合に、その原因によって死亡し、または高度障害状態になった被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約死亡保険金または特約高度障害保険金を削減して支払うことがあります。ただし、この場合でも、責任準備金相当額を下まわることはありません。

第４条（特約保険金の請求、支払の手続）

１　特約保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。

２　特約保険金の受取人は、特約保険金の支払事由が生じたときは、請求書類（別表４）を提出して、特約保険金を請求してください。

３　特約死亡保険金の受取人は、特約死亡保険金の支払事由が生じたときは、特約死亡保険金を葬儀費用等に充当するため、会社の定める事由、金額等の範囲内で、特約死亡保険金の一部または全部につき簡易請求を行うことができます。この場合、会社は、前項に規定する提出書類の一部の省略を認めるものとします。

４　特約保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）５営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

５　特約保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から特約保険金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれつぎの各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、特約保険金を支払うべき期限は、特約保険金の請求のための書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）25 日を経過する日とします。

特約保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
⑴ 特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	被保険者の死亡または高度障害状態（別表１）に該当する事実の有無
⑵ 特約保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合	特約保険金の支払事由が発生した原因
⑶ 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
⑷ この特約の特約条項に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前２号に定める事項、第 18 条（重大事由による解除）第１項第４号の①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金の受取人のこの特約の締結の目的もしくは特約保険金の請求の意図に関するこの特約の締結時から特約保険金の請求時までにおける事実

６　前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前２項にかかわらず、特約保険金を支払うべき期限は、特約保険金の請求のための書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）つぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合は、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

前項の確認をするために不可欠な特別な照会・調査	日数
⑴ 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	45 日
⑵ 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	60 日
⑶ 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	90 日
⑷ 前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180 日
⑸ 前項各号に定める事項についての日本国外における調査	90 日
⑹ 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された地域における調査	60 日

７　前２項の場合、会社は、特約保険金を請求した者に通知します。

８　第４項から第６項までに定める期限をこえて特約保険金を支払う場合には、第４項から第６項までに定める期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、特約保険金を支払います。

９　第５項および第６項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が、正当な理由がなく第５項および第６項に掲げる事項の確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより第５項および第６項に掲げる事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金を支払いません。

第５条（特約保険金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱）

１　この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに、この特約による特約保険金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料をその支払うべき金額から差し引きます。

２　猶予期間中に、この特約による特約保険金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料をその支払うべき金額から差し引きます。

第６条（特約の保険料の払込免除）

１　主約款の規定により主契約の保険料の払込が免除されたときは、会社は、つぎの払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに保険料の払込の免除事由に該当したときは、その払込期月）以後のこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、この特約の保険金を支払うときを除きます。

２　前項の規定にかかわらず、第１条（特約の締結および責任開始期）第１項ただし書きの規定によりこの特約を主契約に付加した場合で、この特約の責任開始期前に発生した不慮の事故（別表２）による傷害を直接の原因として、この特約の責任開始期以後、主契約の保険料の払込が免除されたときは、この特約の保険料の払込は免除されないものとし、つぎの各号のとおり取り扱います。

⑴　この特約の保険料は、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法のうち保険料を払い込む日において会社が取り扱っている方法により払い込んでください。この場合、主約款の保険料の払込、前納および猶予期間に関する規定を準用します。

ア．一括して前納する方法。この場合、会社所定の利率で割り引きます。

イ．年払で払い込む方法

⑵　前号の場合、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれないときは、この特約は猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

⑶　この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表２）による傷害を直接の原因として主約款に定める保険料の払込の免除事由に該当したときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用してこの特約の保険料の払込を免除します。

３　前項の場合、保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は、すでに払い込まれたこの特約の保険料に対応する期間の満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

４　前３項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第７条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

１　この特約の保険期間と保険料払込期間は同一とし、この特約の締結の際に会社所定の範囲内で定めます。

２　この特約の保険料は、主契約の保険料払込期間中は主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料前納の場合も同様とします。

３　この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料（以下、本条において「払込期間満了後特約保険料」といいます。）については、前条第２項第１号および第２号の規定を準用して取り扱います。

４　払込期間満了後特約保険料については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、保険料の払込免除を取り扱います。

５　第３項の場合、前条第３項の規定を準用します。

６　主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

第８条（特約の保険料の自動振替貸付）

この特約が付加されている主契約において、自動振替貸付の規定が適用されるときは、その主契約の保険料とこの特約の保険料の合計額について、主約款の自動振替貸付に関する規定を適用します。この場合、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加算して取り扱います。

第９条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。この場合には、保険契約者は、この特約の解約返戻金を請求することができます。

第１０条（特約の復活）

１　主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

２　前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活の取扱をします。

第１１条（特約の解約）

１　保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。この場合には、保険契約者は、この特約の解約返戻金を請求することができます。

２　前項の規定によってこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第１２条（解約返戻金）

１　この特約の解約返戻金は、この特約の保険料払込期間中の場合にはその保険料を払い込んだ年月数および経過した年月数により、保険料払込済の場合にはその経過した年月数により、会社の定める方法で計算します。

２　主契約において保険契約者に対する貸付を行うときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加算して取り扱います。

３　本条の解約返戻金の支払時期および支払場所については、第４条（特約保険金の請求、支払の手続）第４項の規定を準用します。

第 13 条（特約保険金の受取人による特約の存続）

1　保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて１か月を経過した日に効力を生じます。

2　前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす特約保険金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、前項の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

⑴　保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること

⑵　保険契約者でないこと

3　前項の通知をするときは、請求書類（別表４）を会社に提出してください。

4　第１項の解約の通知が会社に到達した日以後、第１項の解約の効力が生じまたは第２項の規定により効力が生じなくなるまでに、特約保険金（特約保険金の支払の際にあわせて支払われる金額がある場合には、その金額を含むものとします。以下、本条において同じとします。）の支払事由が生じ、会社が特約保険金を支払うべきときは、会社が支払うべき金額の限度で、第２項の金額を債権者等に支払います。この場合、会社が支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、特約保険金の受取人に支払います。

第 14 条（特約の保険金額の減額）

1　保険契約者は、会社の定める金額の範囲（保険契約者が変更を請求した日において会社が取り扱っている範囲とします。）内で、将来に向かってこの特約の保険金額を減額することができます。ただし、減額後の特約保険金額は、会社所定の金額以上であることを要します。

2　保険契約者がこの特約の保険金額の減額を請求するときは、請求書類（別表４）を会社に提出してください。

3　保険金額の減額部分は、解約されたものとして取り扱います。

4　本条の規定によりこの特約の保険金額を減額したときは、保険証券に表示します。

第 15 条（特約の復旧）

1　主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。

2　会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧に関する規定を準用してこの特約の復旧の取扱をします。

3　この特約のみを減額した場合の復旧は取り扱いません。

第 16 条（特約の消滅）

1　つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

⑴　この特約の規定により特約保険金を支払ったとき

⑵　主約款の規定による主契約の保険金の支払により、主契約が消滅したとき。ただし、前号に該当する場合を除きます。

⑶　主契約に死亡保険金がない場合で、主契約が被保険者の死亡により消滅したとき。ただし、第１号に該当する場合を除きます。

⑷　主契約に死亡保険金および手術給付金がない場合で、主契約の入院給付金のすべての支払が主約款に定める通算支払限度に達したとき

⑸　主契約が前３号以外の事由で消滅したとき

⑹　主契約が払済保険または延長定期保険に変更されたとき

2　前項第４号の規定によりこの特約が消滅したときは、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。

3　第１項第５号の規定によりこの特約が消滅した場合に、この特約の解約返戻金があるときは、保険契約者に支払います。ただし、第２条（特約保険金の支払）第８項に該当する場合を除きます。

4　第１項第６号の規定によりこの特約が消滅した場合に、この特約の解約返戻金があるときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。また、第１項第６号の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。

第 17 条（告知義務および告知義務違反）

　この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第 18 条（重大事由による解除）

1　会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

⑴　保険契約者または特約死亡保険金の受取人が特約死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的もしくは他人に特約死亡保険金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合

⑵　保険契約者、被保険者または特約高度障害保険金の受取人がこの特約の特約高度障害保険金（特約の保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的もしくは他人に特約高度障害保険金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合

⑶　この特約の特約死亡保険金または特約高度障害保険金の請求に関し、特約死亡保険金または特約高度障害保

険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
⑷　保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人がつぎのいずれかに該当する場合
①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
②　反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
④　保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第１号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
２　会社は、特約保険金の支払事由または特約の保険料の払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由または特約の保険料の払込の免除事由による特約保険金（前項第４号のみに該当した場合で、前項第４号の①から⑤までに該当したのが特約保険金の受取人のみであり、その特約保険金の受取人が特約保険金の一部の受取人であるときは、特約保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約保険金をいいます。以下、本項において同じとします。）の支払または特約の保険料の払込の免除を行いません。もし、すでに特約保険金を支払っていたときは、特約保険金の返還を請求することができ、すでに特約の保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を求めることができます。
３　本条の規定によりこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。
４　会社は、本条の規定によりこの特約を解除した場合に、解約返戻金があるときは、保険契約者に支払います。
５　前項の規定にかかわらず、第１項第４号の規定によってこの特約を解除した場合で、特約保険金の一部の受取人に対して第２項の規定を適用し特約保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、解約返戻金があるときは、その部分の解約返戻金を保険契約者に支払います。

第１９条（特約の自動更新）

１　この特約の保険期間と主契約の保険料払込期間（主契約が保険料一時払の場合は、主契約の保険期間。以下、本条において同じとします。）とが異なり、この特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日の前にある場合には、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の２週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日（以下、「この特約の更新日」といいます。）に自動的に更新され継続するものとします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、この特約の更新を取り扱いません。
⑴　この特約の更新日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲をこえるとき
⑵　更新後のこの特約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲をこえるとき
⑶　更新後のこの特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日をこえるとき
⑷　主契約に特別条件付保険特約が付加され保険金削減支払法が適用されており、かつ、この特約の保険期間満了日の翌日が保険金削減期間中であるとき
⑸　この特約の保険期間が歳満期で定められているとき
２　更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、更新前のこの特約の保険期間と同一とすると前項第２号または第３号に該当する場合には、会社の定める範囲（この特約の更新日において会社が取り扱っている範囲とします。以下、本条において同じとします。）内で、この特約の保険期間を短縮して更新します。
３　前項の規定にかかわらず、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出ることにより、会社の定める範囲内で、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
４　更新後のこの特約の保険金額は、更新前のこの特約の保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出ることにより、会社の定める範囲内で、保険金額を減額して更新することができます。
５　更新後のこの特約の保険料は、この特約の更新日における保険料率および被保険者の契約年齢によって計算します。
６　更新後のこの特約には、この特約の更新日における特約条項を適用します。
７　更新後のこの特約の保険料払込方法〈回数〉は、更新前のこの特約の保険料払込方法〈回数〉と同一とします。ただし、主契約の保険料払込方法〈回数〉が年払、半年払または月払で、かつ、この特約の保険料が一時払の場合（主契約の保険料の払込が免除されている場合を除きます。）には、保険契約者がこの特約の更新日の２週間前までに特に申出をしない限り、この特約は、主契約の保険料払込方法〈回数〉と同じ保険料払込方法〈回数〉に変更して更新されるものとします。
８　更新後のこの特約の第１回保険料については、つぎのとおり取り扱います。この場合、第５条（特約保険金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱）および第８条（特約の保険料の自動振替貸付）ならびに主約款の保険料の払込、猶予期間および保険契約の失効に関する規定を準用します。
⑴　更新後のこの特約の第１回保険料はこの特約の更新日の属する月の末日までに、主契約の保険料とともに払い込んでください。ただし、この特約の更新日が主契約の保険料の前納された期間中にあるときは、この期間

中に払い込むべきこの特約の保険料は前納することを要します。この場合には、次号の規定を準用します。

⑵　この特約の保険料が一時払の場合、主契約の保険料とは別に払い込むことができます。また、この特約の更新日が主契約の保険料の前納された期間中にあるときまたは主契約の保険料の払込が免除されているときは、主契約の保険料とは別に払い込んでください。別に払い込む場合には、主契約の年払契約についての保険料払込の猶予期間に関する規定を準用します。

9　猶予期間中に前項の保険料の払込がないときは、この特約は更新されなかったものとし、更新前のこの特約の保険期間満了日にさかのぼって消滅します。

10　第 12 条（解約返戻金）において、「保険料を払い込んだ年月数」とあるのは「更新後の保険料を払い込んだ年月数」と、「経過した年月数」とあるのは「更新後の経過した年月数」と、それぞれ読み替えます。

11　更新後のこの特約において、第２条（特約保険金の支払）、第６条（特約の保険料の払込免除）、第 13 条（特約保険金の受取人による特約の存続）および第 17 条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続したものとして取り扱います。

12　この特約の更新日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合には、主約款の契約年齢または性別の誤りの処理に関する規定を準用します。

13　第１項の規定にかかわらず、この特約の更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、この特約の更新日に会社の定める他の特約または保険契約に変更され継続するものとします。

14　本条の規定によりこの特約が更新された場合または会社の定める他の特約もしくは保険契約に変更された場合、会社は、新たな保険証券を交付しません。

第 20 条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第 21 条（管轄裁判所）

この特約における保険金および保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

第 22 条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第 23 条（保険料一時払に関する特則）

この特約の保険料が一時払のときは、第６条（特約の保険料の払込免除）、第７条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第２項から第６項までおよび第８条（特約の保険料の自動振替貸付）の規定は適用しません。

第 24 条（主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則）

1　この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加された場合には、この特約は同時に消滅します。

2　前項の場合、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金とともに基本介護年金額の計算基礎となる金額に含めます。ただし、保険契約者がこの特約の解約返戻金を請求した場合には、この限りではありません。

第 25 条（契約内容の登録）

1　会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。

⑴　保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）

⑵　特約死亡保険金の金額

⑶　契約日（復活、復旧またはこの特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧またはこの特約の中途付加の日とします。以下、第２項において同じとします。）

⑷　当会社名

2　前項の登録の期間は、契約日から５年（契約日において被保険者が満 15 歳未満の場合は、契約日から５年または被保険者が満 15 歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。

3　この特約の中途付加が行なわれた場合は、主契約または死亡保険金もしくは災害保険金のある特約の契約内容の登録については、主約款ならびに死亡保険金および災害保険金のある特約の規定にかかわらず、この特約の中途付加の日から５年間（この特約の中途付加の日において被保険者が満 15 歳未満の場合は、この特約の中途付加の日から５年間または被保険者が満 15 歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）を登録の期間とします。

4　協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第１項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金または災害死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じとします。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満 15 歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

5　各生命保険会社等は、第２項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じ

します。）の判断の参考とすることができるものとします。
6　各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下、本項において同じとします。）から5年（契約日において被保険者が満 15 歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満 15 歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
7　各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
8　協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
9　保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
10　第4項、第5項および第6項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第 26 条（積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合には、この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

第 27 条（新医療保険に付加されている場合の特則）

1　第2条（特約保険金の支払）第1項の受取人に関する規定については、つぎの各号のとおり取り扱います。
(1)　主約款の規定により、主契約による給付として死亡保険金が指定されているときは、第2条（特約保険金の支払）第1項中、「主契約の高度障害保険金の受取人（主契約の高度障害保険金の受取人以外の者に変更することはできません。）」とあるのは「被保険者（被保険者以外の者に変更することはできません。）」と読み替えます。
(2)　前号に該当しない場合

第2条（特約保険金の支払）第1項中、「主契約の死亡保険金受取人（主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。）」とあるのは「特約死亡保険金受取人」と、「主契約の高度障害保険金の受取人（主契約の高度障害保険金の受取人以外の者に変更することはできません。）」とあるのは「被保険者（被保険者以外の者に変更することはできません。）」と、それぞれ読み替えます。

2　前項第2号の場合、特約保険金の受取人については、つぎの各号の定めるとおり取り扱います。
(1)　特約保険金の受取人が2人以上の場合には、つぎに定めるところによります。
ア．特約保険金の分割割合（各受取人の受取分）を指定してください。分割割合の指定がないときは、各受取分は、均等の割合として取り扱います。
イ．代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の特約保険金の受取人を代理するものとします。
ウ．イ．の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が特約保険金の受取人の1人に対してした行為は、他の特約保険金の受取人に対しても効力を生じます。
(2)　保険契約者は、特約死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、特約死亡保険金受取人を変更することができます。
(3)　前号の通知が会社に到達する前に変更前の特約死亡保険金受取人に特約死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の特約死亡保険金受取人から特約死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
(4)　第2号に定めるほか、保険契約者は、特約死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、特約死亡保険金受取人を変更することができます。
(5)　前号の特約死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
(6)　前2号による特約死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
(7)　第2号および前号の通知をするときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
(8)　第2号または第4号の規定により特約死亡保険金受取人を変更したときは、保険証券に表示します。
(9)　特約死亡保険金受取人が特約死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を特約死亡保険金受取人とします。
(10)　前号の規定により特約死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前号の規定により特約死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の特約死亡保険金受取人を特約死亡保険金受取人とします。
(11)　前2号により特約死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
(12)　特約保険金の受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、保険契約者、特約保険金の受取人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。すでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合または任意後見監督人が選任されている場合も、同じとします。
(13)　前号の規定により通知されるべき事項に変更が生じた場合については、前号の規定を準用します。
(14)　この特約のほか、特約死亡保険金または特約家族年金のある他の特約（以下、本条において「他の特約」といいます。）をあわせて主契約に付加した場合には、この特約および他の特約の特約死亡保険金受取人および特約家族年金受取人は、すべて同一人が指定されるものとします。この特約または他の特約の特約死亡保険金受

取人または特約家族年金受取人を変更する場合も同じとします。
3　この特約の保険期間の変更については、つぎの各号の定めるとおり取り扱います。
(1)　保険契約者は、この特約の保険料払込期間中であれば、会社の承諾を得て、会社の定める期間の範囲（保険契約者が変更を請求した日において会社が取り扱っている範囲とします。）内で、この特約の保険期間を変更することができます。
(2)　保険料の払込が免除されたこの特約については、特約の保険料の払込の免除事由発生時以後、この特約の保険期間の変更を取り扱いません。
(3)　保険契約者がこの特約の保険期間の変更を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
(4)　会社がこの特約の保険期間の変更を承諾したときは、会社の定める方法で計算した金額を授受し、次回以後のこの特約の保険料を更正します。
(5)　本項の規定によりこの特約の保険期間を変更したときは、保険証券に表示します。
4　第19条（特約の自動更新）をつぎのとおり読み替えます。
「第19条（主契約が更新される場合の取扱）
1　この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
2　前項の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。
3　第1項または前項の場合、更新後の特約または他の特約等において、第2条（特約保険金の支払）、第6条（特約の保険料の払込免除）、第13条（特約保険金の受取人による特約の存続）および第17条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、この特約の保険期間と更新後の特約の保険期間またはこの特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
4　前3項のほか、主約款の更新に関する規定を準用します。」
5　平成17年1月1日以前に締結されたこの特約が第19条（主契約が更新される場合の取扱）の規定により更新された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
(1)　特約高度障害保険金の受取人である被保険者が特約高度障害保険金を請求できない特別の事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定したつぎの者（以下、「特約高度障害保険金の指定代理請求人」といいます。）が、請求書類（別表4）および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、特約高度障害保険金の受取人である被保険者の代理人として、特約高度障害保険金の請求をすることができます。
ア．主契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合において、リビング・ニーズ特約条項第20条（新医療保険に付加されている場合の特則）第12項第1号に定める指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者
イ．前ア．に該当する者がいない場合には、請求時において、被保険者と同居し、または、生計を一にしている特約死亡保険金の受取人
(2)　前号ア．に定める特約高度障害保険金の指定代理請求人が複数いる場合には、前号に定める特約高度障害保険金の請求を行うには、互いに他の特約高度障害保険金の指定代理請求人が同時に請求を行うことが条件となるものとします。
(3)　前2号の規定により、会社が特約高度障害保険金を特約高度障害保険金の受取人である被保険者の代理人に支払った場合には、その後特約高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
(4)　第1号の規定にかかわらず、被保険者が、特約高度障害保険金の指定代理請求人の故意により、高度障害状態（別表1）になった場合には、第1号に定める請求をすることはできません。

第28条（医療保険(04)に付加されている場合の特則）

1　第2条（特約保険金の支払）第1項中、「主契約の死亡保険金受取人（主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。）」とあるのは「特約死亡保険金受取人」と、「主契約の高度障害保険金の受取人（主契約の高度障害保険金の受取人以外の者に変更することはできません。）」とあるのは「主契約の給付金の受取人（主契約の給付金の受取人以外の者に変更することはできません。）」と、それぞれ読み替えます。
2　特約保険金の受取人については、つぎの各号の定めるとおり取り扱います。
(1)　特約保険金の受取人が2人以上の場合には、つぎに定めるところによります。
ア．特約保険金の分割割合（各受取人の受取分）を指定してください。分割割合の指定がないときは、各受取分は、均等の割合として取り扱います。
イ．代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の特約保険金の受取人を代理するものとします。
ウ．イ．の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が特約保険金の受取人の1人に対してした行為は、他の特約保険金の受取人に対しても効力を生じます。
(2)　保険契約者は、特約死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、特約死亡保険金受取人を変更することができます。
(3)　前号の通知が会社に到達する前に変更前の特約死亡保険金受取人に特約死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の特約死亡保険金受取人から特約死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
(4)　第2号に定めるほか、保険契約者は、特約死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、特約死亡保険金受取人を変更することができます。
(5)　前号の特約死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

⑹　前２号による特約死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
⑺　第２号および前号の通知をするときは、請求書類（別表４）を会社に提出してください。
⑻　第２号または第４号の規定により特約死亡保険金受取人を変更したときは、保険証券に表示します。
⑼　特約死亡保険金受取人が特約死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を特約死亡保険金受取人とします。
⑽　前号の規定により特約死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前号の規定により特約死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の特約死亡保険金受取人を特約死亡保険金受取人とします。
⑾　前２号により特約死亡保険金受取人となった者が２人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
⑿　特約保険金の受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、保険契約者、特約保険金の受取人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。すでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合または任意後見監督人が選任されている場合も、同じとします。
⒀　前号の規定により通知されるべき事項に変更が生じた場合については、前号の規定を準用します。
⒁　この特約のほか、特約死亡保険金または特約家族年金のある他の特約（以下、本条において「他の特約」といいます。）をあわせて主契約に付加した場合には、この特約および他の特約の特約死亡保険金受取人および特約家族年金受取人は、すべて同一人が指定されるものとします。この特約または他の特約の特約死亡保険金受取人または特約家族年金受取人を変更する場合も同じとします。

３　第 19 条（特約の自動更新）をつぎのとおり読み替えます。

「第 19 条（主契約が更新される場合の取扱）

１　この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の２週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。

２　前項の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。

３　第１項または前項の場合、更新後の特約または他の特約等において、第２条（特約保険金の支払）、第６条（特約の保険料の払込免除）、第 13 条（特約保険金の受取人による特約の存続）および第 17 条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、この特約の保険期間と更新後の特約の保険期間またはこの特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものとして取り扱います。

４　前３項のほか、主約款の更新に関する規定を準用します。」

４　平成 17 年１月１日以前に締結されたこの特約が第 19 条（主契約が更新される場合の取扱）の規定により更新された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

⑴　特約高度障害保険金の受取人である被保険者が特約高度障害保険金を請求できない特別の事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定したつぎの者（以下、「特約高度障害保険金の指定代理請求人」といいます。）が、請求書類（別表４）および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、特約高度障害保険金の受取人である被保険者の代理人として、特約高度障害保険金の請求をすることができます。

ア．主契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合において、リビング・ニーズ特約条項第 23 条（医療保険⑽に付加されている場合の特則）第 12 項第１号に定める指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者

イ．前ア．に該当する者がいない場合には、請求時において、被保険者と同居し、または、生計をーにしている特約死亡保険金の受取人

⑵　前号ア．に定める特約高度障害保険金の指定代理請求人が複数いる場合には、前号に定める特約高度障害保険金の請求を行うには、互いに他の特約高度障害保険金の指定代理請求人が同時に請求を行うことが条件となるものとします。
⑶　前２号の規定により、会社が特約高度障害保険金を特約高度障害保険金の受取人である被保険者の代理人に支払った場合には、その後特約高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
⑷　第１号の規定にかかわらず、被保険者が、特約高度障害保険金の指定代理請求人の故意により、高度障害状態（別表１）になった場合には、第１号に定める請求をすることはできません。

第 29 条（主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合の特則）

この特約が付加されている主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

⑴　第６条（特約の保険料の払込免除）第１項および第２項第３号ならびに第７条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第４項中、「主約款」を「主約款または疾病障害による保険料払込免除特約条項」と読み替えます。
⑵　第６条（特約の保険料の払込免除）第２項中、「不慮の事故（別表２）による傷害」を「不慮の事故（別表２）による傷害または発病した疾病」と読み替えます。

第 30 条（平成 17 年１月１日以前に締結されたこの特約が更新された場合の特則）

平成 17 年１月１日以前に締結されたこの特約が第 19 条（特約の自動更新）の規定により更新された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

⑴　特約高度障害保険金の受取人である被保険者が特約高度障害保険金を請求できない特別の事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定したつぎの者（以下、「特約高度障害保険金の指定代理請求人」といいます。）が、請求書類（別表４）および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、特約高度障害保険金の受取人である被保険者の代理人として、特約高度障害保険金の請求をすることができます。

ア．主契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合において、リビング・ニーズ特約条項に定める指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者

イ．前ア．に該当する者がいない場合には、請求時において、被保険者と同居し、または、生計をーにしている特約死亡保険金の受取人

⑵　前号ア．に定める特約高度障害保険金の指定代理請求人が複数いる場合には、前号に定める特約高度障害保険金の請求を行うには、互いに他の特約高度障害保険金の指定代理請求人が同時に請求を行うことが条件となるものとします。

⑶　前２号の規定により、会社が特約高度障害保険金を特約高度障害保険金の受取人である被保険者の代理人に支払った場合には、その後特約高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

⑷　第１号の規定にかかわらず、被保険者が、特約高度障害保険金の指定代理請求人の故意により、高度障害状態（別表１）になった場合には、第１号に定める請求をすることはできません。

第 31 条（主契約に保険料払込免除特約が付加された場合の特則）

この特約が付加されている主契約に保険料払込免除特約が付加された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

⑴　第６条（特約の保険料の払込免除）第１項および第２項第３号ならびに第７条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第４項中、「主約款」を「主約款または保険料払込免除特約条項」と読み替えます。

⑵　第６条（特約の保険料の払込免除）第２項中、「不慮の事故（別表２）による傷害」を「不慮の事故（別表２）による傷害または診断確定された悪性新生物もしくは発病した疾病」と読み替えます。

無解約返戻金型平準定期保険特約条項　目次

この特約の趣旨
第１条　特約の締結および責任開始期
第２条　特約保険金の支払
第３条　戦争その他の変乱
第４条　特約保険金の請求、支払の手続
第５条　特約保険金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱
第６条　特約の保険料の払込免除
第７条　特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込
第８条　特約の保険料の自動振替貸付
第９条　特約の失効
第１０条　特約の復活
第１１条　特約の解約
第１２条　解約返戻金
第１３条　特約保険金の受取人による特約の存続
第１４条　特約の保険金額の減額
第１５条　特約の復旧
第１６条　特約の消滅
第１７条　告知義務および告知義務違反
第１８条　重大事由による解除
第１９条　特約の自動更新
第２０条　契約者配当
第２１条　管轄裁判所
第２２条　主約款の規定の準用
第２３条　主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則
第２４条　契約内容の登録
第２５条　積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合の特則
第２６条　主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合の特則
第２７条　平成１７年１月１日以前に締結されたこの特約が更新された場合の特則
第２８条　主契約に保険料払込免除特約が付加された場合の特則

無解約返戻金型平準定期保険特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主契約の保障に加えて保障を大型化するための特約で、特約の保険期間中に被保険者が死亡し、または高度障害状態になったときに、所定の保険金支払を保障するものです。また、この特約の解約返戻金を０に設定し、それを保険料に反映することにより、保険契約者が保障を継続することを支援するものです。

第１条（特約の締結および責任開始期）

１　この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際、主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申し出によって、主契約に付加して締結します。ただし、会社所定の取扱範囲内で、主契約の責任開始期以後、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得たうえで、保険契約者から申し出があった場合、会社は新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者選択を行ったうえ、承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。この場合、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、この特約の契約年齢および保険期間は次項ただし書きに定めるこの特約の責任開始期の直前の年単位の契約応当日（この特約の責任開始期が年単位の契約応当日の場合は、その日）を基準に定めます。

２　この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、前項ただし書きの場合には、会社が、会社の定める金額を受領した時および被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時の直後に到来する月単位の契約応当日（以下、本条において「中途付加日」といいます。）とします。

３　前項ただし書きにかかわらず、会社の定める方法により計算した金額を会社が受領した時または被保険者に関する告知のいずれか遅い時から中途付加日の前日までの間に、特約死亡保険金もしくは特約高度障害保険金の支払事由となる原因または特約保険料払込の免除事由となる原因が発生した場合には、会社は、この特約の付加を承諾したとき、その原因が発生した時にさかのぼって、この特約上の責任を負います。

４　第１項ただし書きの規定によってこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

第２条（特約保険金の支払）

１　この特約で、支払う保険金の種類、保険金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）、支払額および受取人は、つぎのとおりです。

保険金の種類	支払事由	支払額	受取人
特約死亡保険金	被保険者が、この特約の保険期間中に死亡したとき	特約の死亡保険金額	主契約の死亡保険金受取人（主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。）

保険金の種類	支払事由	支払額	受取人
特約高度障害保険金	被保険者がこの特約の責任開始期（復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期、復旧の取扱が行われた後の保険金額の増額部分については、最後の復旧の際の責任開始期。以下同じとします。）以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因としてこの特約の保険期間中に高度障害状態（別表１）に該当したとき（この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。）	特約の死亡保険金額と同額	主契約の高度障害保険金の受取人（主契約の高度障害保険金の受取人以外の者に変更することはできません。）

２　この特約において、支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）は、つぎのとおりです。

保険金の種類	免責事由
特約死亡保険金	つぎのいずれかにより、被保険者が死亡したとき ⑴　この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて２年以内の自殺 ⑵　保険契約者または特約死亡保険金の受取人の故意による致死
特約高度障害保険金	保険契約者または被保険者の故意により、被保険者が、高度障害状態（別表１）になったとき

３　被保険者の生死が不明の場合でも、会社は、被保険者が死亡したものと認めたときは、特約死亡保険金を支払います。

４　会社が、被保険者の高度障害状態（別表１）を認めて、特約高度障害保険金を支払った場合には、この特約は、その高度障害状態になった時から消滅したものとします。

５　特約高度障害保険金を支払う前に特約死亡保険金の支払請求を受け、特約死亡保険金が支払われるときは、会社は、特約高度障害保険金を支払いません。また、特約高度障害保険金が支払われた場合には、その支払後に特約死亡保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。

６　この特約の保険期間満了日において、被保険者の障害状態の回復の見込がないことのみが明らかでないために、特約高度障害保険金の支払事由に該当しない場合においては、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がなくなるであろうと明らかに認められるときには、会社は、この特約の保険期間満了日かつ満了前に高度障害状態（別表１）になったものとして、特約高度障害保険金を支払います。

７　特約死亡保険金の受取人が、故意に被保険者を死亡させた場合に、その受取人が、特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金の残額を他の特約死亡保険金の受取人に支払います。

８　被保険者の死亡が免責事由に該当したことによって特約死亡保険金を支払わないときは、会社は、責任準備金（前項に該当する場合には、支払われない特約死亡保険金部分の責任準備金）を、保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が、故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡保険金を支払わない場合には、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。

９　つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に特約高度障害保険金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第１項の規定を適用します。

⑴　その疾病について、この特約の締結、復活または復旧の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。

⑵　その疾病について、この特約の責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第３条（戦争その他の変乱）

被保険者が、戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（別表１）になった場合に、その原因によって死亡し、または高度障害状態になった被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約死亡保険金または特約高度障害保険金を削減して支払うことがあります。ただし、この場合でも、責任準備金相当額を下まわることはありません。

第４条（特約保険金の請求、支払の手続）

１　特約保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。

２　特約保険金の受取人は、特約保険金の支払事由が生じたときは、請求書類（別表４）を提出して、特約保険金を請求してください。

3　特約死亡保険金の受取人は、特約死亡保険金の支払事由が生じたときは、特約死亡保険金を葬儀費用等に充当するため、会社の定める事由、金額等の範囲内で、特約死亡保険金の一部または全部につき簡易請求を行うことができます。この場合、会社は、前項に規定する提出書類の一部の省略を認めるものとします。

4　特約保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

5　特約保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から特約保険金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれつぎの各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、特約保険金を支払うべき期限は、特約保険金の請求のための書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）25日を経過する日とします。

特約保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
⑴ 特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	被保険者の死亡または高度障害状態（別表1）に該当する事実の有無
⑵ 特約保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合	特約保険金の支払事由が発生した原因
⑶ 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
⑷ この特約の特約条項に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項、第18条（重大事由による解除）第1項第4号の①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金の受取人のこの特約の締結の目的もしくは特約保険金の請求の意図に関するこの特約の締結時から特約保険金の請求時までにおける事実

6　前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、特約保険金を支払うべき期限は、特約保険金の請求のための書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）つぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合は、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

前項の確認をするために不可欠な特別な照会・調査	日数
⑴ 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	45日
⑵ 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	60日
⑶ 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	90日
⑷ 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
⑸ 前項各号に定める事項についての日本国外における調査	90日
⑹ 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査	60日

7　前2項の場合、会社は、特約保険金を請求した者に通知します。

8　第4項から第6項までに定める期限をこえて特約保険金を支払う場合には、第4項から第6項までに定める期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、特約保険金を支払います。

9　第5項および第6項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が、正当な理由がなく第5項および第6項に掲げる事項の確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより第5項および第6項に掲げる事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金を支払いません。

第5条（特約保険金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱）

1　この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに、この特約による特約保険金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料をその支払うべき金額から差し引きます。

2　猶予期間中に、この特約による特約保険金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料をその支払うべき金額から差し引きます。

第6条（特約の保険料の払込免除）

1　主約款の規定により主契約の保険料の払込が免除されたときは、会社は、つぎの払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに保険料の払込の免除事由に該当したときは、その払込期月）以後のこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、この特約の保険金を支払うときを除きます。

2　前項の規定にかかわらず、第1条（特約の締結および責任開始期）第1項ただし書きの規定によりこの特約を主契約に付加した場合で、この特約の責任開始期前に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、この特約の責任開始期以後、主契約の保険料の払込が免除されたときは、この特約の保険料の払込は免除され

ないものとし、つぎの各号のとおり取り扱います。
⑴　この特約の保険料は、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法のうち保険料を払い込む日において会社が取り扱っている方法により払い込んでください。この場合、主約款の保険料の払込、前納および猶予期間に関する規定を準用します。
ア．一括して前納する方法。この場合、会社所定の利率で割り引きます。
イ．年払で払い込む方法
⑵　前号の場合、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれないときは、この特約は猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
⑶　この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表２）による傷害を直接の原因として主約款に定める保険料の払込の免除事由に該当したときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用してこの特約の保険料の払込を免除します。
３　前項の場合、保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は、すでに払い込まれたこの特約の保険料に対応する期間の満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
４　前３項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第７条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）
１　この特約の保険期間と保険料払込期間は同一とし、この特約の締結の際に会社所定の範囲内で定めます。
２　この特約の保険料は、主契約の保険料払込期間中は主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料前納の場合も同様とします。
３　この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料（以下、本条において「払込期間満了後特約保険料」といいます。）については、前条第２項第１号および第２号の規定を準用して取り扱います。
４　払込期間満了後特約保険料については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、保険料の払込免除を取り扱います。
５　第３項の場合、前条第３項の規定を準用します。
６　主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

第８条（特約の保険料の自動振替貸付）
　この特約が付加されている主契約において、自動振替貸付の規定が適用されるときは、その主契約の保険料とこの特約の保険料の合計額について、主約款の自動振替貸付に関する規定を適用します。

第９条（特約の失効）
　主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第 10 条（特約の復活）
１　主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
２　前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活の取扱をします。

第 11 条（特約の解約）
１　保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。
２　前項の規定によってこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第 12 条（解約返戻金）
　この特約に解約返戻金はありません。

第 13 条（特約保険金の受取人による特約の存続）
１　保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて１か月を経過した日に効力を生じます。
２　前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす特約保険金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、前項の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
⑴　保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
⑵　保険契約者でないこと
３　前項の通知をするときは、請求書類（別表４）を会社に提出してください。
４　第１項の解約の通知が会社に到達した日以後、第１項の解約の効力が生じまたは第２項の規定により効力が生じなくなるまでに、特約保険金（特約保険金の支払の際にあわせて支払われる金額がある場合には、その金額を含むものとします。以下、本条において同じとします。）の支払事由が生じ、会社が特約保険金を支払うべきときは、会社が支払うべき金額の限度で、第２項の金額を債権者等に支払います。この場合、会社が支払うべき金額から債

権者等に支払った金額を差し引いた残額を、特約保険金の受取人に支払います。

第 14 条（特約の保険金額の減額）

1　保険契約者は、会社の定める金額の範囲（保険契約者が変更を請求した日において会社が取り扱っている範囲とします。）内で、将来に向かってこの特約の保険金額を減額することができます。ただし、減額後の特約保険金額は、会社所定の金額以上であることを要します。

2　保険契約者がこの特約の保険金額の減額を請求するときは、請求書類（別表４）を会社に提出してください。

3　保険金額の減額部分は、解約されたものとして取り扱います。

4　本条の規定によりこの特約の保険金額を減額したときは、保険証券に表示します。

第 15 条（特約の復旧）

1　主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。

2　会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧に関する規定を準用してこの特約の復旧の取扱をします。

3　この特約のみを減額した場合の復旧は取り扱いません。

第 16 条（特約の消滅）

1　つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

⑴　この特約の規定により特約保険金を支払ったとき

⑵　主契約が消滅したとき

⑶　主契約が払済保険または延長定期保険に変更されたとき

2　前項第３号の規定によってこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。

第 17 条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第 18 条（重大事由による解除）

1　会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

⑴　保険契約者または特約死亡保険金の受取人が特約死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的もしくは他人に特約死亡保険金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合

⑵　保険契約者、被保険者または特約高度障害保険金の受取人がこの特約の特約高度障害保険金（特約の保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的もしくは他人に特約高度障害保険金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合

⑶　この特約の特約死亡保険金または特約高度障害保険金の請求に関し、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

⑷　保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人がつぎのいずれかに該当する場合

①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

②　反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること

③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること

④　保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

⑸　保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第１号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

2　会社は、特約保険金の支払事由または特約の保険料の払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由または特約の保険料の払込の免除事由による特約保険金（前項第４号のみに該当した場合で、前項第４号の①から⑤までに該当したのが特約保険金の受取人のみであり、その特約保険金の受取人が特約保険金の一部の受取人であるときは、特約保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約保険金をいいます。以下、本項において同じとします。）の支払または特約の保険料の払込の免除を行いません。もし、すでに特約保険金を支払っていたときは、特約保険金の返還を請求することができ、すでに特約の保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を求めることができます。

3　本条の規定によりこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。

第 19 条（特約の自動更新）

1　この特約の保険期間と主契約の保険料払込期間（主契約が保険料一時払の場合は、主契約の保険期間。以下、本条において同じとします。）とが異なり、この特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日の前にある

場合には、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の２週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日（以下、「この特約の更新日」といいます。）に自動的に更新され継続するものとします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、この特約の更新を取り扱いません。

⑴　この特約の更新日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲をこえるとき

⑵　更新後のこの特約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲をこえるとき

⑶　更新後のこの特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日をこえるとき

⑷　主契約に特別条件付保険特約が付加され保険金削減支払法が適用されており、かつ、この特約の保険期間満了日の翌日が保険金削減期間中であるとき

⑸　この特約の保険期間が歳満期で定められているとき

２　更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、更新前のこの特約の保険期間と同一とすると前項第１号から第３号までのいずれかに該当する場合には、会社の定める範囲（この特約の更新日において会社が取り扱っている範囲とします。以下、本条において同じとします。）内で、この特約の保険期間を短縮して更新します。

３　前項の規定にかかわらず、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出ることにより、会社の定める範囲内で、この特約の保険期間を変更して更新することができます。

４　更新後のこの特約の保険金額は、更新前のこの特約の保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出ることにより、会社の定める範囲内で、保険金額を減額して更新することができます。

５　更新後のこの特約の保険料は、この特約の更新日における保険料率および被保険者の契約年齢によって計算します。

６　更新後のこの特約には、この特約の更新日における特約条項を適用します。

７　更新後のこの特約の保険料払込方法〈回数〉は、更新前のこの特約の保険料払込方法〈回数〉と同一とします。

８　更新後のこの特約の第１回保険料はこの特約の更新日の属する月の末日までに、主契約の保険料とともに払い込んでください。ただし、この特約の更新日が主契約の保険料の前納された期間中にあるときは、この期間中に払い込むべきこの特約の保険料は前納することを要します。この場合には、この特約の保険料を主契約の保険料とは別に払い込んでください。別に払い込む場合には、主契約の年払契約についての保険料払込の猶予期間に関する規定を準用します。

９　前項の場合、第５条（特約保険金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱）および第８条（特約の保険料の自動振替貸付）ならびに主約款の保険料の払込、猶予期間および保険契約の失効に関する規定を準用します。

10　猶予期間中に第８項の保険料の払込がないときは、この特約は更新されなかったものとし、更新前のこの特約の保険期間満了日にさかのぼって消滅します。

11　更新後のこの特約において、第２条（特約保険金の支払）、第６条（特約の保険料の払込免除）、第 13 条（特約保険金の受取人による特約の存続）および第 17 条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続したものとして取り扱います。

12　この特約の更新日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合には、主約款の契約年齢または性別の誤りの処理に関する規定を準用します。

13　第１項の規定にかかわらず、この特約の更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、この特約の更新日に会社の定める他の特約または保険契約に変更され継続するものとします。

14　本条の規定によりこの特約が更新された場合または会社の定める他の特約もしくは保険契約に変更された場合、会社は、新たな保険証券を交付しません。

第 20 条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第 21 条（管轄裁判所）

この特約における保険金および保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

第 22 条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第 23 条（主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則）

この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加された場合には、この特約は同時に消滅します。

第 24 条（契約内容の登録）

１　会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。

⑴　保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）

⑵　特約死亡保険金の金額

⑶　契約日（復活、復旧またはこの特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧またはこの特約の中途付加の日とします。以下、第２項において同じとします。）

⑷　当会社名

2　前項の登録の期間は、契約日から５年（契約日において被保険者が満 15 歳未満の場合は、契約日から５年または被保険者が満 15 歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。

3　この特約の中途付加が行なわれた場合は、主契約または死亡保険金もしくは災害保険金のある特約の契約内容の登録については、主約款ならびに死亡保険金および災害保険金のある特約の規定にかかわらず、この特約の中途付加の日から５年間（この特約の中途付加の日において被保険者が満 15 歳未満の場合は、この特約の中途付加の日から５年間または被保険者が満 15 歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）を登録の期間とします。

4　協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第１項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金または災害死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じとします。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満 15 歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

5　各生命保険会社等は、第２項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。

6　各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下、本項において同じとします。）から５年（契約日において被保険者が満 15 歳未満の場合は、契約日から５年または被保険者が満 15 歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

7　各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

8　協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。

9　保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

10　第４項、第５項および第６項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第 25 条（積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合には、この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

第 26 条（主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合の特則）

この特約が付加されている主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

⑴　第６条（特約の保険料の払込免除）第１項および第２項第３号ならびに第７条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第４項中、「主約款」を「主約款または疾病障害による保険料払込免除特約条項」と読み替えます。

⑵　第６条（特約の保険料の払込免除）第２項中、「不慮の事故（別表２）による傷害」を「不慮の事故（別表２）による傷害または発病した疾病」と読み替えます。

第 27 条（平成 17 年１月１日以前に締結されたこの特約が更新された場合の特則）

平成 17 年１月１日以前に締結されたこの特約が第 19 条（特約の自動更新）の規定により更新された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

⑴　特約高度障害保険金の受取人である被保険者が特約高度障害保険金を請求できない特別の事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定したつぎの者（以下、「特約高度障害保険金の指定代理請求人」といいます。）が、請求書類（別表４）および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、特約高度障害保険金の受取人である被保険者の代理人として、特約高度障害保険金の請求をすることができます。

ア．主契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合において、リビング・ニーズ特約条項に定める指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者

イ．前ア．に該当する者がいない場合には、請求時において、被保険者と同居し、または、生計をーにしている特約死亡保険金の受取人

⑵　前号ア．に定める特約高度障害保険金の指定代理請求人が複数いる場合には、前号に定める特約高度障害保険金の請求を行うには、互いに他の特約高度障害保険金の指定代理請求人が同時に請求を行うことが条件となるものとします。

⑶　前２号の規定により、会社が特約高度障害保険金を特約高度障害保険金の受取人である被保険者の代理人に支払った場合には、その後特約高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

⑷　第１号の規定にかかわらず、被保険者が、特約高度障害保険金の指定代理請求人の故意により、高度障害状態（別表１）になった場合には、第１号に定める請求をすることはできません。

第 28 条（主契約に保険料払込免除特約が付加された場合の特則）

この特約が付加されている主契約に保険料払込免除特約が付加された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1)　第６条（特約の保険料の払込免除）第１項および第２項第３号ならびに第７条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第４項中、「主約款」を「主約款または保険料払込免除特約条項」と読み替えます。

(2)　第６条（特約の保険料の払込免除）第２項中、「不慮の事故（別表２）による傷害」を「不慮の事故（別表２）による傷害または診断確定された悪性新生物もしくは発病した疾病」と読み替えます。

特別条件付保険特約条項　目次

第１条　特約の適用
第２条　特別条件
第３条　契約内容の変更の制限
第４条　特別保険料領収法の条件を付加した保険契約の解約返戻金
第５条　積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合の特則
第６条　特約の消滅

特別条件付保険特約条項

第１条（特約の適用）

主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）または特約の締結または復活の際、被保険者の健康状態その他が会社の定める標準に適合しないと認めたときは、会社は、この特約を主契約に付加して適用します。

第２条（特別条件）

１　この特約が付加された保険契約については、被保険者の危険の種類および程度に応じて、つぎの各号のいずれかまたはそれらを併用した条件を付加します。

⑴　保険金・給付金削減支払法

ア．会社の定めた保険金削減期間内に、被保険者が死亡しまたは高度障害状態（別表１）に該当し、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）または特約条項の規定により保険金が支払われるときは、契約日（特約が中途付加されたときは、その特約の責任開始の日）または復活日からその日を含めて保険金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、支払うべき保険金額に次表に定める割合を乗じた金額を死亡保険金または高度障害保険金として支払います。ただし、その原因が、不慮の事故（別表２）または感染症（別表 10）である場合には、支払うべき保険金の全額を支払います。

経過期間 保険金削減期間	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内
１年	50%	—	—	—	—
２年	30%	60%	—	—	—
３年	25%	50%	75%	—	—
４年	20%	40%	60%	80%	—
５年	15%	30%	45%	60%	80%

イ．会社の定めた給付金削減期間内に、被保険者が入院または手術を受け、主約款または特約条項の規定により給付金が支払われるときは、支払うべき入院給付金日額に前ア．に定める割合を乗じて得た額を基準として、給付金を支払います。ただし、その原因が、不慮の事故（別表２）または感染症（別表 10）である場合には、支払うべき入院給付金日額を基準として、給付金を支払います。

⑵　特別保険料領収法

保険契約者は、会社の定めた特別保険料を、会社の定める期間中、主契約または特約の保険料に加算して払い込むことを要します。なお、主約款または特約条項の規定によって主契約または特約の保険料の払込が免除された場合は、その主契約または特約の保険料についての特別保険料の払込を免除します。

⑶　特定部位・特定疾病不担保法

別表６に定める身体部位および特定疾病のうち、会社が指定した部位に生じた疾病または会社が指定した疾病（これと医学上重要な因果関係があると会社が認めた疾病を含みます。）の治療を目的とする入院または手術については、給付金を支払いません。ただし、感染症（別表 10）の治療を目的とする入院または手術の場合を除きます。

また、被保険者が不担保期間満了の日を含み継続して入院している場合には、その入院については、不担保期間満了の日の翌日を入院の開始日とみなして取り扱います。

２　前項第１号の条件が付加された主契約または特約について、主約款または特約条項の規定により年金月額または年金現価を支払うときは、これらについても前項第１号ア．の規定を準用します。

第３条（契約内容の変更の制限）

１　この特約が付加された保険契約については、主約款および特約条項に規定する契約内容の変更等のうち、つぎの各号の取扱は行いません。

⑴　払済保険への変更（保険金削減期間中もしくは給付金削減期間中または特定部位・特定疾病不担保法の条件が付加されている場合に限ります。）

⑵　延長定期保険への変更

⑶　原保険契約への復旧

⑷　主契約または特約の保険期間の変更

⑸　保険料払込期間の変更
⑹　新医療保険の保険期間満了時における保険期間の延長
⑺　米国ドル建年金支払型特殊養老保険における年金開始日の繰下げ

２　主契約に付加された特約のみに特別条件が適用されているときは、前項の規定にかかわらず、前項第１号から第３号の取扱を行います。

３　この特約が付加されている保険契約における主契約または特約の更新については、保険金削減期間中である場合を除き、更新前の保険契約と同一の条件を付加して更新するものとします。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

⑴　前条第１項第１号に定める特別条件が適用されている場合には、主約款または特約条項の規定にかかわらず、主契約または特約の保険期間満了の日までに保険金の削減期間が満了しているときに限り更新されます。この場合、更新後の主契約または特約には更新前に付加した特別条件は適用されません。

⑵　前条第１項第２号に定める特別条件が適用されている場合には、更新後の主契約または特約の特別保険料は、更新日における被保険者の契約年齢および更新後の主契約または特約の保険期間に基づいて計算します。

第４条（特別保険料領収法の条件を付加した保険契約の解約返戻金）

この特約により特別保険料領収法の条件を付加した場合で、特別保険料に対する解約返戻金があるときは、特別保険料に対する解約返戻金を、主約款または特約条項の規定による解約返戻金に加算して取り扱います。

第５条（積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合には、次の各号のとおり取り扱います。

⑴　第２条（特別条件）第１項第１号ア．中、「支払うべき保険金額に次表に定める割合を乗じた金額」は「支払うべき保険金額から増加死亡保険金額を差し引いた金額に次表に定める割合を乗じて得た金額と増加死亡保険金額の合計額」と読み替えます。

⑵　第３条（契約内容の変更の制限）第１項第１号をつぎのとおり読み替えます。

「⑴　払済保険への変更（特別保険料の払込期間中、保険金削減期間中もしくは給付金削減期間中または特定部位・特定疾病不担保法の条件が付加されている場合に限ります。）　」

第６条（特約の消滅）

会社が、第２条（特別条件）第１項に定める条件が付加されている主契約または特約について、被保険者の健康状態その他が会社の定める標準に適合することを承諾した場合、この特約は将来に向かって消滅します。

別表１　対象となる高度障害状態

高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

⑴　両眼の視力を全く永久に失ったもの（備考１．参照）

⑵　言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（備考２．参照）

⑶　中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し終身常に介護を要するもの（備考３．参照）

⑷　両上肢とも、手関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの（備考４．参照）

⑸　両下肢とも、足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの（備考４．参照）

⑹　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの（備考４．参照）

⑺　１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの（備考４．参照）

（備考）

１．眼の障害（視力障害）

⑴　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

⑵　「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。

⑶　視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

２．言語またはそしゃくの障害

⑴　「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの３つの場合をいいます。

①　語音構成機能障害で口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合

②　脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合

③　声帯全部の摘出により、発音が不能な場合

⑵　「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

３．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後の始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

４．上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては、また関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

別表２　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（急激・偶発・外来の定義は表１によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003 年版）準拠」に記載された分類のうち、表２の分類項目のものをいいます（ただし、表２の「除外項目等」欄にあるものを除きます。）。

表１　急激・偶発・外来の定義

用語	定義
１．急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
２．偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
３．外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（身体の内部的原因によるものは該当しません。）

表２　分類項目

分類項目（基本分類コード）		除外項目等
１．交通事故（V01～V99）		
２．不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）		
	・転倒・転落（W00～W19）	
	・生物によらない機械的な力への曝露（W20～W49）	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露（W42） ・振動への曝露（W43）
	・生物による機械的な力への曝露（W50～W64）	
	・不慮の溺死および溺水（W65～W74）	
	・その他の不慮の窒息（W75～W84）	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障

分類項目（基本分類コード）		除外項目等
		害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥＜吸引＞（W78） 気道閉塞を生じた食物の誤嚥＜吸引＞（W79） 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥＜吸引＞（W80）
	・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露（W85～W99）	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露（W94）（高山病など）
	・煙、火および火炎への曝露（X00～X09）	
	・熱および高温物質との接触（X10～X19）	
	・有毒動植物との接触（X20～X29）	
	・自然の力への曝露（X30～X39）	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露（X30）（日射病、熱射病など）
	・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露（X40～X49）	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドー球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
	・無理ながんばり、旅行および欠乏状態（X50～X57）	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動（X50）中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動（X51）（乗り物酔いなど） ・無重力環境への長期滞在（X52） ・食糧の不足（X53） ・水の不足（X54）
	・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露（X58～X59）	
3．加害にもとづく傷害および死亡（X85～Y09）		
4．法的介入および戦争行為（Y35～Y36）		※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑（Y35.5）
5．内科的および外科的ケアの合併症（Y40～Y84）		※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
	・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤（Y40～Y59）によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
	・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故（Y60～Y69）	
	・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具（Y70～Y82）によるもの	
	・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの（Y83～Y84）	

備考

1．表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。

2．「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表３　対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

⑴　１眼の視力を全く永久に失ったもの（備考１．参照）
⑵　両耳の聴力を全く永久に失ったもの（備考２．参照）
⑶　１上肢を手関節以上で失ったか、または１上肢の用もしくは１上肢の３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（備考３．参照）
⑷　１下肢を足関節以上で失ったか、または１下肢の用もしくは１下肢の３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（備考３．参照）
⑸　10 手指の用を全く永久に失ったもの（備考４．⑴および⑶参照）
⑹　１手の５手指を失ったか、または第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったもの（備考４．⑴および⑵参照）
⑺　10 足指を失ったもの（備考５．参照）
⑻　脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（備考６．参照）
⑼　呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し、酸素療法を受けたもの（備考７．参照）
⑽　恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの（備考８．⑴参照）
⑾　心臓に人工弁を置換したもの（備考８．⑵参照）
⑿　腎臓の機能を全く永久に失い、人工透析療法または腎移植を受けたもの（備考９．参照）
⒀　ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設もしくは尿路変更術を受けたもの（備考 10．⑴および⑵参照）
⒁　直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの（備考 10．⑶および⑷参照）

（備考）

１．眼の障害（視力障害）
⑴　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。
⑵　「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。
⑶　視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

２．耳の障害（聴力障害）
⑴　聴力の測定は、日本工業規格（昭和 57 年８月 14 日改定）に準拠したオージオ・メーターで行います。
⑵　「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500・1,000・2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ・ｂ・ｃデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が、90 デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

３．上・下肢の障害
⑴　「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては、また関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
⑵　「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

４．手指の障害
⑴　手指の障害については、５手指をもって１手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
⑵　「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
⑶　「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込のない場合をいいます。

５．足指の障害
「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

６．脊柱の障害
⑴　「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
⑵　「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動のうち２種以上の運動が生理的範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

７．呼吸器の障害
⑴　「呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し」とは、予測肺活量１秒率が 20%以下または動脈血酸素分圧が 55Torr 以下で、歩行動作が著しく制限され、回復の見込のない場合をいいます。
⑵　「酸素療法を受けたもの」とは、日常的かつ継続的に行うことが必要と医師が認める酸素療法を、その開始日から起算して 180 日以上継続して受けたものをいいます。

８．心臓の障害
⑴　「恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの」には、心臓ペースメーカーを一時的に装着した場合は含みません。また、すでに装着した恒久的心臓ペースメーカーまたはその付属品を交換する場合を除きます。

⑵　「人工弁を置換したもの」には、生体弁の移植を含みます。また、人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合を除きます。

9．腎臓の障害

⑴　「腎臓の機能を全く永久に失い」とは、腎機能検査において内因性クレアチニンクリアランス値が 30ml／分未満または血清クレアチニン濃度が 3.0mg／dl 以上で回復の見込のない場合をいいます。この場合、腎機能検査の結果は、人工透析療法または腎移植の実施前のものによります。

⑵　「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。

⑶　「腎移植」には、自家腎移植および再移植は含みません。

10．ぼうこうまたは直腸の障害

⑴　「人工ぼうこう」とは、空置した腸管に尿管を吻合し、その腸管を体外に開放し、ぼうこうの蓄尿および排尿の機能を代行するものをいいます。

⑵　「尿路変更術」とは、正常尿流を病変部より腎臓側において体外へ導き排出するものをいいます。

⑶　「直腸を切断し」とは、直腸および肛門を一塊として摘出した場合をいいます。

⑷　「人工肛門」とは、腸管を体外に開放し、その腸管より腸内容を体外に排出するものをいいます。

＜身体部位の名称図＞

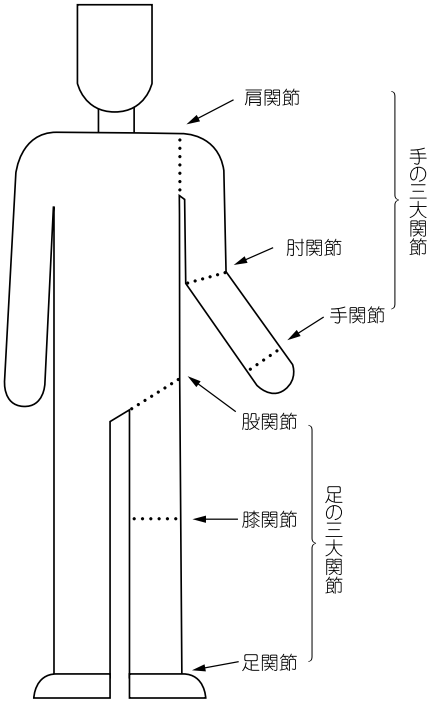

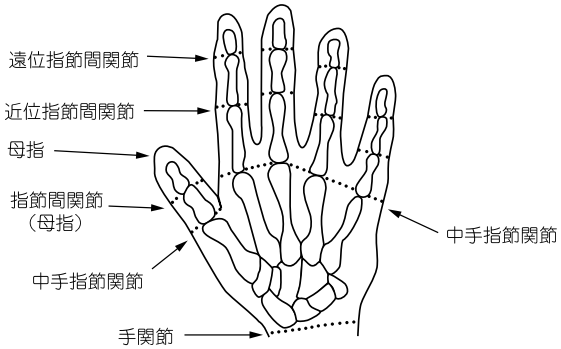

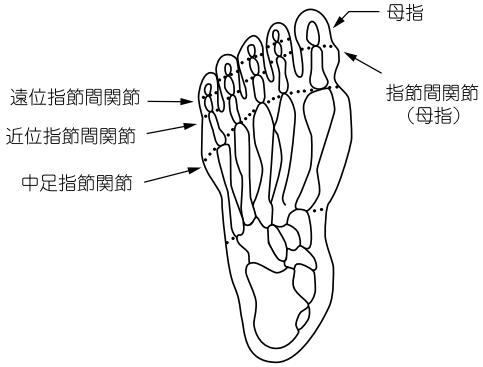

別表

別表４　請求書類

〔Ⅰ〕　保険金・年金等の請求の場合

請求項目	手続書類
死亡保険金 特約死亡保険金 家族年金 特約家族年金 災害死亡保険金	⑴ 請求書＊ ⑵ 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類（災害死亡保険金を請求する場合に限ります。） ⑶ 医師の死亡診断書または死体検案書＊ ⑷ 被保険者の住民票（配偶者傷害特約および子供傷害特約の場合は、その被保険者の戸籍抄本） ⑸ 死亡保険金受取人の戸籍抄本 ⑹ 家族年金受取人の戸籍抄本 ⑺ 死亡保険金受取人の印鑑証明書 ⑻ 家族年金受取人の印鑑証明書 ⑼ 死亡保険金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） ⑽ 家族年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） ⑾ 最終の保険料領収証 ⑿ 保険証券
高度障害保険金 特約高度障害保険金 高度障害年金 特約高度障害年金 災害高度障害保険金 障害給付金	⑴ 請求書＊ ⑵ 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類（災害高度障害保険金または障害給付金を請求する場合に限ります。） ⑶ 医師の診断書＊ ⑷ 被保険者の住民票（配偶者傷害特約および子供傷害特約の場合は、その被保険者の戸籍抄本） ⑸ 高度障害保険金受取人の戸籍抄本 ⑹ 高度障害年金受取人の戸籍抄本 ⑺ 障害給付金受取人の戸籍抄本 ⑻ 高度障害保険金受取人の印鑑証明書 ⑼ 高度障害年金受取人の印鑑証明書 ⑽ 障害給付金受取人の印鑑証明書 ⑾ 高度障害保険金受取人、高度障害年金受取人または障害給付金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） ⑿ 最終の保険料領収証 ⒀ 保険証券
満期保険金	⑴ 請求書＊ ⑵ 被保険者の住民票 ⑶ 満期保険金の受取人の戸籍抄本 ⑷ 満期保険金の受取人の印鑑証明書 ⑸ 満期保険金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） ⑹ 最終の保険料領収証 ⑺ 保険証券
保険料払込免除 疾病障害による保険料払込免除	⑴ 請求書＊ ⑵ 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類（不慮の事故による保険料払込免除を請求する場合に限ります。） ⑶ 医師の診断書＊ ⑷ 被保険者の住民票 ⑸ 保険契約者にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） ⑹ 最終の保険料領収証 ⑺ 保険証券

請求項目	手続書類
災害入院給付金 疾病入院給付金 入院初期加算給付金 見舞給付金（入院による場合） 成人病入院給付金 ５大生活習慣病入院給付金 女性疾病入院給付金 がん入院給付金 がん治療給付金 がん経過観察給付金 がん診断一時金 上皮内がん診断一時金 入院一時金 長期入院給付金 通院給付金	⑴ 請求書＊ ⑵ 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類（災害入院給付金を請求する場合に限ります。） ⑶ 医師の診断書＊ ⑷ 入院した病院または診療所の入院証明書（通院給付金の場合、通院した病院または診療所の通院証明書）＊ ⑸ 被保険者の住民票（配偶者新医療保険特約、子供新医療保険特約および配偶者新医療がん特約の場合はその被保険者の戸籍抄本） ⑹ 給付金の受取人の戸籍抄本 ⑺ 給付金の受取人の印鑑証明書 ⑻ 給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） ⑼ 最終の保険料領収証 ⑽ 保険証券
手術給付金 手術・放射線治療給付金 骨髄・末梢血幹細胞採取給付金 見舞給付金（手術による場合） 成人病手術給付金 ５大生活習慣病手術・放射線治療給付金 がん手術給付金	⑴ 請求書＊ ⑵ 医師の診断書＊ ⑶ 手術または放射線治療を受けた病院または診療所の手術証明書＊ ⑷ 被保険者の住民票（配偶者新医療保険特約、子供新医療保険特約および配偶者新医療がん特約の場合はその被保険者の戸籍抄本） ⑸ 給付金の受取人の戸籍抄本 ⑹ 給付金の受取人の印鑑証明書 ⑺ 給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） ⑻ 最終の保険料領収証 ⑼ 保険証券
特定損傷給付金	⑴ 請求書＊ ⑵ 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類 ⑶ 医師の診断書＊ ⑷ 被保険者の住民票 ⑸ 特定損傷給付金の受取人の戸籍抄本 ⑹ 特定損傷給付金の受取人の印鑑証明書 ⑺ 特定損傷給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） ⑻ 最終の保険料領収証 ⑼ 保険証券
介護年金 特約介護年金 介護給付金	⑴ 請求書＊ ⑵ 医師の診断書＊ ⑶ 被保険者の住民票 ⑷ 介護年金・介護給付金の受取人の戸籍抄本 ⑸ 介護年金・介護給付金の受取人の印鑑証明書 ⑹ 介護年金・介護給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） ⑺ 介護保障証書
死亡給付金	⑴ 請求書＊ ⑵ 医師の死亡診断書または死体検案書＊ ⑶ 被保険者の住民票 ⑷ 死亡給付金の受取人の戸籍抄本 ⑸ 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 ⑹ 死亡給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） ⑺ 介護保障証書
健康祝金	⑴ 請求書＊ ⑵ 被保険者の住民票 ⑶ 健康祝金の受取人の戸籍抄本 ⑷ 健康祝金の受取人の印鑑証明書 ⑸ 健康祝金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） ⑹ 介護保障証書

請求項目	手続書類
年金	⑴ 請求書＊ ⑵ 年金受取人の戸籍抄本 ⑶ 年金受取人の印鑑証明書 ⑷ 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） ⑸ 年金証書
死亡一時金	⑴ 請求書＊ ⑵ 医師の死亡診断書または死体検案書＊ ⑶ 年金受取人の住民票 ⑷ 死亡一時金受取人の戸籍抄本 ⑸ 死亡一時金受取人の印鑑証明書 ⑹ 死亡一時金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） ⑺ 年金証書
解約返戻金	⑴ 請求書＊ ⑵ 被保険者の住民票 ⑶ 保険契約者の印鑑証明書 ⑷ 最終の保険料領収証 ⑸ 保険証券
契約者貸付	⑴ 請求書＊ ⑵ 保険契約者の印鑑証明書 ⑶ 最終の保険料領収証 ⑷ 保険証券
リビング・ニーズ特約による保険金請求	⑴ 請求書＊ ⑵ 医師の診断書＊ ⑶ 被保険者の住民票 ⑷ リビング・ニーズ特約による保険金受取人の戸籍抄本 ⑸ リビング・ニーズ特約による保険金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） ⑹ 被保険者の印鑑証明書（被保険者が請求する場合） ⑺ 最終の保険料領収証 ⑻ 保険証券
介護前払特約による介護年金請求	⑴ 請求書＊ ⑵ 要介護認定の結果について記載された介護保険要介護・要支援等結果通知書または介護保険被保険者証 ⑶ 医師の診断書＊ ⑷ 被保険者の住民票 ⑸ 介護年金の受取人の戸籍抄本 ⑹ 介護年金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） ⑺ 介護年金の受取人の印鑑証明書 ⑻ 最終の保険料領収証 ⑼ 保険証券
低解約返戻金型積立利率変動型終身保険および米国ドル建終身保険の生存給付金	⑴ 請求書＊ ⑵ 被保険者の住民票 ⑶ 生存給付金の受取人の戸籍抄本 ⑷ 生存給付金の受取人の印鑑証明書 ⑸ 生存給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） ⑹ 保険証券
無事故給付金	⑴ 請求書＊ ⑵ 被保険者の住民票 ⑶ 給付金の受取人の戸籍抄本 ⑷ 給付金の受取人の印鑑証明書 ⑸ 給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） ⑹ 最終の保険料領収証 ⑺ 保険証券

請求項目	手続書類
特定疾病保険金 特約特定疾病保険金	⑴ 請求書＊ ⑵ 医師の診断書＊ ⑶ 被保険者の住民票 ⑷ 特定疾病保険金の受取人の戸籍抄本 ⑸ 特定疾病保険金の受取人の印鑑証明書 ⑹ 特定疾病保険金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） ⑺ 最終の保険料領収証 ⑻ 保険証券
指定代理請求特約による保険金等の指定代理請求	⑴ 普通保険約款および特約条項に定める保険金等の請求書類 ⑵ 指定代理請求人の戸籍抄本 ⑶ 指定代理請求人の住民票 ⑷ 指定代理請求人の印鑑証明書 ⑸ 指定代理請求人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合）
保険料払込免除特約による保険料払込免除・既払込保険料相当額の支払	⑴ 請求書＊ ⑵ 医師の診断書＊ ⑶ 被保険者の住民票 ⑷ 保険契約者の戸籍抄本（既払込保険料相当額の支払を請求する場合に限ります。） ⑸ 保険契約者の印鑑証明書（既払込保険料相当額の支払を請求する場合に限ります。） ⑹ 保険契約者にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） ⑺ 最終の保険料領収証 ⑻ 保険証券
死亡時支払金	⑴ 請求書＊ ⑵ 医師の死亡診断書または死体検案書＊ ⑶ 被保険者の住民票 ⑷ 死亡時支払金の受取人の戸籍抄本 ⑸ 死亡時支払金の受取人の印鑑証明書 ⑹ 死亡時支払金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） ⑺ 最終の保険料領収証 ⑻ 保険証券
被保険者の死亡の報告および解約返戻金相当額の支払	⑴ 死亡報告書および請求書＊ ⑵ 医師の死亡診断書または死体検案書＊ ⑶ 被保険者の住民票 ⑷ 保険契約者の戸籍抄本 ⑸ 保険契約者の印鑑証明書 ⑹ 保険契約者にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） ⑺ 最終の保険料領収証 ⑻ 保険証券
米国ドル建年金支払型特殊養老保険の年金	⑴ 請求書＊ ⑵ 被保険者の住民票（ただし、被保険者が年金受取人と同一人の場合は不要） ⑶ 年金受取人の戸籍抄本 ⑷ 年金受取人の印鑑証明書 ⑸ 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） ⑹ 最終の保険料領収証（第１回年金の場合のみ） ⑺ 年金証書（第１回年金の場合は保険証券）
米国ドル建年金支払型特殊養老保険の死亡一時金	⑴ 請求書＊ ⑵ 医師の死亡診断書または死体検案書＊ ⑶ 被保険者の住民票 ⑷ 年金受取人の戸籍抄本 ⑸ 年金受取人の印鑑証明書 ⑹ 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） ⑺ 年金証書

請求項目	手続書類
米国ドル建年金支払型特殊養老保険の年金の一括支払	⑴ 請求書＊ ⑵ 被保険者の住民票（ただし、被保険者が年金受取人と同一人の場合は不要） ⑶ 年金受取人の戸籍抄本 ⑷ 年金受取人の印鑑証明書 ⑸ 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） ⑹ 年金証書

（備考）

1．上記の書類のうち、＊印は会社所定のもので、会社または会社の指定した場所に用意してあります。

2．上記の書類は、会社に提出してください。

3．会社は、上記以外の書類の提出を求めること、手続書類の一部もしくは全部の省略を認めることまたは他の書類による代替を認めることがあります。

4．この別表は、各保険共用のものとしたので、特定保険については関係のないものがあり、また修正を要するものがあります。特定保険についての特定の場合の必要書類は、お申出があればご案内します。

5．官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下、「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人（家族年金受取人を含みます。）とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金（年金を含みます。）の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下、「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または労働基準法施行規則第 42 条（遺族補償を受ける者）等に規定する遺族補償を受けるべき者（以下「受給者」といいます。）に支払うときは、死亡保険金（家族年金を含みます。）または高度障害保険金（高度障害年金を含みます。）の請求の際、第１号または第２号のいずれかおよび第３号の書類も必要とします。ただし、これらの者が２人以上であるときは、そのうち１人からの提出で足りるものとします。また、被保険者に高度障害保険金または高度障害年金を支払う場合は、書類提出の必要はありません。

⑴　被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書

⑵　被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類

⑶　保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

〔Ⅱ〕　その他手続請求の場合

請求項目	手続書類
保険契約の復活	⑴ 申込書＊ ⑵ 被保険者についての告知書＊
契約内容の変更 ⑴ 保険金額、基準保険金額、基本入院給付金日額または年金額の減額、増額（復旧） ⑵ 年金月額の減額 ⑶ 保険料払込方法〈回数〉の変更 ⑷ 保険期間の変更 ⑸ 保険料払込期間の変更 ⑹ 払済保険への変更 ⑺ 延長定期保険への変更 ⑻ 生存給付金支払日の変更 ⑼ 年金開始日の繰上げ・繰下げ	⑴ 請求書＊ ⑵ 保険契約者の印鑑証明書 ⑶ 最終の保険料領収証 ⑷ 保険証券 ⑸ 被保険者についての告知書＊（会社が特に提出を求めた場合）
会社への通知による保険金受取人、家族年金受取人、死亡時支払金受取人または死亡一時金受取人の変更 会社への通知による後継年金受取人の指定・変更	⑴ 請求書＊ ⑵ 被保険者の同意を証する書類 ⑶ 保険契約者または年金受取人の印鑑証明書 ⑷ 保険証券または年金証書
遺言による保険金受取人、家族年金受取人、死亡時支払金受取人または死亡一時金受取人の変更	⑴ 請求書＊ ⑵ 被保険者の同意を証する書類 ⑶ 遺言書 ⑷ 保険契約者または年金受取人の相続人であることを証する書類 ⑸ 保険証券または年金証書
保険契約者の変更	⑴ 請求書＊ ⑵ 変更前の保険契約者の印鑑証明書 ⑶ 保険証券

請求項目	手続書類
年金種類の変更	(1) 請求書＊ (2) 保険契約者または年金受取人の印鑑証明書 (3) 保険証券または年金証書 (4) 年金受取人の配偶者の戸籍抄本（会社が特に提出を求めた場合）
指定代理請求人の変更指定	(1) 請求書＊ (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 指定代理請求人の住民票
受取人による保険契約または特約の存続	(1) 請求書＊ (2) 保険契約者の同意を証する書類 (3) 保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類 (4) 債権者等による解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類

（備考）

1．前表と同じとします。被保険者の告知書を要する場合には、会社指定の医師による被保険者の診断を求めることがあります。

別表６　特定部位・特定疾病不担保法により不担保とする部位および疾病

身体部位の名称	
1	眼球
2	耳（内耳、中耳、外耳を含む。）および乳様突起
3	鼻（副鼻腔を含む。）
4	咽頭および喉頭
5	口腔、歯、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
6	甲状腺
7	胃および十二指腸（当該部位の手術にともない、空腸の手術を受けた場合、空腸を含む。）
8	小腸および大腸
9	盲腸（虫様突起を含む。）
10	直腸および肛門
11	肝臓、胆嚢および胆管
12	膵臓
13	肺臓、胸膜、気管および気管支（当該部位の手術にともない、胸郭の手術を受けた場合には、胸郭を含む。）
14	腎臓および尿管
15	膀胱および尿道
16	睾丸および副睾丸
17	前立腺
18	卵巣、卵管および子宮付属器
19	子宮（帝王切開を受けた場合に限る。）
20	乳房（乳腺を含む。）
21	鼠径部（鼠径ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。）
22	頸椎部（当該神経を含む。）
23	胸椎部（当該神経を含む。）
24	腰椎部（当該神経を含む。）
25	仙骨部および尾骨部（当該神経を含む。）
26	左肩関節部
27	右肩関節部
28	左股関節部
29	右股関節部
30	左上肢（左肩関節部を除く。）
31	右上肢（右肩関節部を除く。）
32	左下肢（左股関節部を除く。）
33	右下肢（右股関節部を除く。）
34	子宮（異常分娩が生じた場合を含む。）
35	皮膚
36	眼球および眼球付属器
特定疾病の名称	
37	異常妊娠、異常分娩
38	外傷にともなう合併症、後遺症

別表 10　感染症

「感染症」とは、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10（2003 年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎〈ポリオ〉	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ〈Crimean-Congo〉出血熱	A98.0
マールブルグ〈Marburg〉ウイルス病	A98.3
エボラ〈Ebola〉ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS] （ただし、病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限ります。）	U04

2019年６月版

ジブラルタ生命保険株式会社

本社／〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

一般のお客様　**0120-37-2269**（ミナジブロック）通話料無料

募集代理店を通じてご加入されたお客様　**0120-78-2269**（ナンバージブロック）通話料無料

ジブラルタ生命のホームページ　http://www.gib-life.co.jp/

お問い合わせ先（担当者）

アイテムコード：C101-C599C

2019.6.1DP_A4-994　500